

1 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し

働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの対応が行われます。

(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え

< 給与所得控除の見直し >

- ・給与所得控除が一律 10 万円引き下げられます。
- ・給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が 850 万円、その上限額が 195 万円に引き下げられます。

給与所得控除

給与等の収入額 A	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162 万 5 千円以下	55 万円	65 万円
162 万 5 千円超 180 万円以下	$A \times 40\% - 10 \text{ 万円}$	$A \times 40\%$
180 万円超 360 万円以下	$A \times 30\% + 8 \text{ 万円}$	$A \times 30\% + 18 \text{ 万円}$
360 万円超 660 万円以下	$A \times 20\% + 44 \text{ 万円}$	$A \times 20\% + 54 \text{ 万円}$
660 万円超 850 万円以下	$A \times 10\% + 110 \text{ 万円}$	$A \times 10\% + 120 \text{ 万円}$
850 万円超 1,000 万円以下	195 万円	
1,000 万円超		

給与所得速算表

給与収入金額 A	給与所得の金額
～ 550,999 円	0 円
551,000 円 ～ 1,618,999 円	給与収入金額 - 550,000 円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	給与収入金額 ÷ 4 = A A (1,000 円未満切り捨て) × 2.4 + 100,000 円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	給与収入金額 ÷ 4 = A A (1,000 円未満切り捨て) × 2.8 - 80,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	給与収入金額 ÷ 4 = A A (1,000 円未満切り捨て) × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	給与収入金額 × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 円 ～	給与収入金額 - 1,950,000 円

< 公的年金所得控除の見直し >

- ・ 公的年金所得控除が一律 10 万円引き下げられます。
- ・ 公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合、公的年金等控除額は 195 万円 5 千円が上限とされます。
- ・ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円を超え 2,000 万円以下の場合に一律 10 万円、2,000 万円を超える場合には一律 20 万円がそれぞれ見直し後の控除額から引き下げられます。

公的年金等控除 (65歳未満の場合) (昭和31年1月2日以後に生まれた人)

公的年金等の 収入金額 A	公的年金等控除額			
	改正後			改正前
	公的年金等に係る雑所得以外の所得 に係る合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	区分なし
130万円以下	60万円	50万円	40万円	70万円
130万円超 410万円以下	$A \times 0.25$ +27万5千円	$A \times 0.25$ +17万5千円	$A \times 0.25$ +7万5千円	$A \times 0.25$ +37万5千円
410万円超 770万円以下	$A \times 0.15$ +68万5千円	$A \times 0.15$ +58万5千円	$A \times 0.15$ +48万5千円	$A \times 0.15$ +78万5千円
770万円超 1,000万円以下	$A \times 0.05$ +145万5千円	$A \times 0.05$ +135万5千円	$A \times 0.05$ +125万5千円	$A \times 0.05$ +155万5千円
1,000万円超	195万5千円	185万円5千円	175万5千円	

公的年金等控除 (65歳以上の場合) (昭和31年1月1日以前に生まれた人)

公的年金等の 収入金額 A	公的年金等控除額			
	改正後			改正前
	公的年金等に係る雑所得以外の所得 に係る合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	区分なし
330万円以下	110万円	100万円	90万円	120万円
330万円超 410万円以下	$A \times 0.25$ +27万5千円	$A \times 0.25$ +17万5千円	$A \times 0.25$ +7万5千円	$A \times 0.25$ +37万5千円
410万円超 770万円以下	$A \times 0.15$ +68万5千円	$A \times 0.15$ +58万5千円	$A \times 0.15$ +48万5千円	$A \times 0.15$ +78万5千円
770万円超 1,000万円以下	$A \times 0.05$ +145万5千円	$A \times 0.05$ +135万5千円	$A \times 0.05$ +125万5千円	$A \times 0.05$ +155万5千円
1,000万円超	195万5千円	185万円5千円	175万5千円	

公的年金等所得速算表

65歳未満の場合（昭和31年1月2日以後に生まれた人）

公的年金等の 収入金額 A	公的年金等雑所得金額		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
1,300,000円未満	$A - 600,000$ 円	$A - 500,000$ 円	$A - 400,000$ 円
1,300,000円～ 4,099,999円	$A \times 0.75 - 275,000$ 円	$A \times 0.75 - 175,000$ 円	$A \times 0.75 - 75,000$ 円
4,100,000円～ 7,699,999円	$A \times 0.85 - 685,000$ 円	$A \times 0.85 - 585,000$ 円	$A \times 0.85 - 485,000$ 円
7,700,000円～ 9,999,999円	$A \times 0.95 - 1,455,000$ 円	$A \times 0.95 - 1,355,000$ 円	$A \times 0.95 - 1,255,000$ 円
10,000,000円～	$A - 1,955,000$ 円	$A - 1,855,000$ 円	$A - 1,755,000$ 円

65歳以上の場合（昭和31年1月1日以前に生まれた人）

公的年金等の 収入金額 A	公的年金等雑所得金額		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
3,300,000円未満	$A - 1,100,000$ 円	$A - 1,000,000$ 円	$A - 900,000$ 円
3,300,000円～ 4,099,999円	$A \times 0.75 - 275,000$ 円	$A \times 0.75 - 175,000$ 円	$A \times 0.75 - 75,000$ 円
4,100,000円～ 7,699,999円	$A \times 0.85 - 685,000$ 円	$A \times 0.85 - 585,000$ 円	$A \times 0.85 - 485,000$ 円
7,700,000円～ 9,999,999円	$A \times 0.95 - 1,455,000$ 円	$A \times 0.95 - 1,355,000$ 円	$A \times 0.95 - 1,255,000$ 円
10,000,000円～	$A - 1,955,000$ 円	$A - 1,855,000$ 円	$A - 1,755,000$ 円

< 基礎控除の見直し >

- ・基礎控除が 10 万円引き上げられます。
- ・合計所得金額が 2,400 万円を超える納税義務者については、その合計所得に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が 2,500 万円を超える場合は適用されなくなります。

基礎控除

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400 万円以下	43 万円	33 万円 (所得制限なし)
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円	
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円	
2,500 万円超	適用なし	

2 調整控除の見直し

合計所得金額が 2,500 万円を超える場合、調整控除が適用されないこととされました。

3 所得金額調整控除の創設

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1) 給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する場合。

- ・本人が特別障害者に該当する。
- ・年齢 23 歳未満の扶養親族を有する。
- ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する。

所得金額調整控除 = (給与等の収入額※ - 850 万円) × 10%

※1,000 万円を超える場合は 1,000 万円

(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の合計金額が 10 万円を超える場合。

所得金額調整控除 = (給与所得控除後の給与等の金額※ (10 万円を限度) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (10 万円を限度)) - 10 万円

※(1)の適用がある場合は適用後の所得金額

#### 4 非課税基準、扶養親族等の合計所得金額要件等の見直し

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴い、非課税基準及び扶養控除等の適用に係る所得金額要件が見直されます。

要件等	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得要件	48万円超 133万円以下	48万円超 123万円以下
勤労学生の合計所得要件	75万円以下	65万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額	55万円	65万円
障害者、未成年者、寡婦等に対する非課税措置の合計所得金額	135万円以下	125万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額	32万円×(扶養人数+1) +10万円+19万円※	32万円×(扶養人数+1) +19万円※
所得割の非課税限度額の総所得金額等	35万円×(扶養人数+1) +10万円+32万円※	35万円×(扶養人数+1) +32万円※

※扶養人数がいる場合

#### 5 未婚のひとり親に対する税制上の措置と寡婦（夫）控除の見直し

##### (1) ひとり親控除の創設

現に婚姻していない者または配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、次の要件を満たすものを、ひとり親として控除が適用され、30万円が控除されます。

- ・その者と生計を一にする子を有すること。

※前年の総所得金額等が48万円以下で、他の者の同一生計配偶者または扶養親族とされていない子に限ります。

- ・本人の前年の合計所得金額が500万円以下であること。
- ・その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。

※住民票の続柄に「未婚の夫」「未婚の妻」と記載されている場合は対象になりません。

##### (2) 寡婦控除

上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除（控除額26万円）が適用されます。

（本人の前年の合計所得金額が500万円以下であること。）

改正後のひとり親控除・寡婦控除の控除額 下線部が改正箇所

本人が女性の場合

配偶者関係	死別		離別		未婚	
	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
本人合計所得	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族 子あり	30万円	—	30万円	—	<u>30万円</u>	—
扶養親族 子以外	26万円	—	26万円	—		—
扶養親族 なし	26万円	—		—		—

本人が男性の場合

配偶者関係	死別		離別		未婚	
	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
本人合計所得	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族 子あり	30万円	—	30万円	—	<u>30万円</u>	—
扶養親族 子以外	—	—	—	—		—
扶養親族 なし	—	—		—		—

改正前の寡婦（夫）控除の控除額 下線部が改正箇所

本人が女性の場合

配偶者関係	死別		離別	
	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
本人合計所得	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族 子あり	30万円	<u>26万円</u>	30万円	<u>26万円</u>
扶養親族 子以外	26万円	<u>26万円</u>	26万円	<u>26万円</u>
扶養親族 なし	26万円	—		—

本人が男性の場合

配偶者関係	死別		離別	
	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
本人合計所得	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
扶養親族 子あり	<u>26万円</u>	—	<u>26万円</u>	—
扶養親族 子以外	—	—	—	—
扶養親族 なし	—	—		—

(3) 未婚のひとり親に対する非課税措置の創設

子どもの貧困に対応するため、前年の合計所得金額が135万円以下である未婚のひとり親に対して、個人住民税を非課税とする措置が創設されました。